

平成 25 年度

監 査 結 果 報 告

(財政援助団体等監査)

平成 26 年 3 月

庄 原 市 監 査 委 員

1 監査の対象

平成 25 年度定期監査においては、本庁 5 課及び比和支所 3 室を対象に監査を実施したものであるが、これに関連して次に掲げる団体を対象に、財政援助団体等監査を実施した。

自治振興区振興交付金交付団体については、平成 24 年度に執行された交付金に係る出納その他の事務を対象に監査を実施した。

また、公の施設の管理団体については、公の施設の管理に係る出納その他の事務を対象に監査を実施した。

(1) 自治振興区振興交付金交付団体（所管部署：自治振興課）

交付団体	交付金額	
	振興交付金	特別振興交付金
高自治振興区	3,005,086 円	5,238,293 円
本村自治振興区	2,383,879 円	5,022,293 円
敷信自治振興区	4,454,569 円	5,238,293 円

(2) 公の施設の管理団体（所管部署：比和支所産業建設室）

指 定 管 理 者：株式会社庄原ヒルズ・コーポレーション

指定管理施設：庄原市自然とやすらぎの里宿泊研修施設（かさべるで）
庄原市比和コテージ施設

指 定 管 理 料：11,788,898 円

2 監査の期間

平成 25 年 12 月 19 日から平成 26 年 2 月 17 日まで

3 監査の目的及び方法等

団体の事務並びに団体を所管する部署の事務が、関係法規、経理規程等に基づき適正に執行されているか、交付金は目的、交付条件等に基づき適正に執行されているか、公の施設の管理は基本協定、年度協定等に基づき適正に執行されているかを検証することを目的として監査を実施した。

監査の方法は、団体及び所管する部署から提出された関係書類を監査し、平成 26 年 1 月 30 日及び 2 月 17 日に団体事務所において関係者からの聴取により実施した。

4 監査の結果

団体の事務並びに団体を所管する部署の事務において、改善、検討を必要とするものについては、以下のとおりであるので、団体を所管する部署は、

団体への指導等の適切な措置を講じるとともに、団体においては指導等に応じた適切な措置を講じられたい。事務上の軽微な指摘事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略した。

(1) 自治振興区振興交付金交付団体（所管部署：自治振興課）

活力ある地域づくりを自主的、総合的に推進する自治振興区の運営を支援し、住民自治システムの確立を推進するため交付するものである。

交付金の算定、各種事務手続き等については、おおむね適正に処理されているものと認めた。

交付金は、各自治会・専門部会等へ活動助成等として配分されており、それぞれ独自に収支会計処理を行っている。自治振興区ごと、更には各自治会、専門部会ごとに取り扱いは異なるものであるが、いずれも明確な基準が設けられていないため、同一団体の年次比較、異団体間比較等、検証・検討が困難である。公金の使途を明瞭にするためにも、経理についての基準を設けられたい。

また、自治振興区においては、交付対象事業の終了後に各決算資料を取り寄せられ、活動状況のみでなく、支部活動費の執行状況等を把握され、交付費用が有効に活用されているか確認に努められたい。

なお、財政援助団体等監査で対象とした3自治振興区については、次のとおりである。

[高自治振興区]

平成24年度に市から交付された交付金については、その目的に沿って効果的に活用され、出納その他の事務についても、毎月末には現金預金、出納状況等の確認実施状況が見受けられ、おおむね適正に処理されているものと認めた。

高自治振興区域では、昭和47年・平成22年の豪雨災害の経験や、危険区域が多いことなどの地域課題の解決に向け、防災関連事業について検討されている。

庄原市の危機管理課と連携・協議のうえ、県・市・自治振興区等、それぞれの役割を明確にし、自治振興区として必要な体制整備等に取り組み、今後とも、交付金の有効活用を図られたい。

[本村自治振興区]

平成24年度に市から交付された交付金について、出納その他の事務はおおむね適正に処理されているものと認めた。

活用状況において、各自治会へ活動助成金が配分されているが、事業終了後の実績報告等を求めていなかった。

身近な地域のこのため、実績を求めなくても活動状況の把握が可能とも考えられるが、公金である交付金の使途については、適時適切な検証が必要であり、事業内容のみでなく、収支状況報告書の検証及び完備に努められたい。

[敷信自治振興区]

平成 24 年度に市から交付された交付金については、その目的に沿って活用されているものと認めた。

出納その他の事務において、一部の会計単位で、現金預金管理から経理執行までの責任者が不明確となっていた。

経理事務における事件・事故の発生は、全ての管理を単独で行っていることが多く、また、公金の管理であることから、より慎重な事務処理が望まれる。

職員体制上、事前の確認が困難な場合においても、事後速やかな確認をされる等、経理事務においては、複数人での確認体制を図られ、財務報告の信頼性が確保できるよう努められたい。

(2) 公の施設の管理団体（所管部署：比和支所産業建設室）

[株式会社庄原ヒルズ・コーポレーション]

① 業務実施状況の確認について（所管部署に対するもの）

指定管理施設の管理の適正を期するためにも、実績報告書の内容確認及び、基本協定に基づいた業務及び経理の状況の現地確認に努められたい。

② 協定内容等について（団体及び所管部署に対するもの）

毎年度、基本協定に基づき、年度協定が締結されるが、双方の内容に齟齬がないよう十分注意されたい。

③ 業務の第三者による実施について（団体及び所管部署に対するもの）

市の承諾を受けずに管理業務の一部を第三者に実施させていた。基本協定に基づき、書面により市の承諾を受け、管理業務を第三者に委託されたい。

また、所管部署においては、業務の第三者による実施については平成 21 年度定期監査の際に指摘した事項であり、再発防止に努められたい。

④ 経理業務について（団体に対するもの）

次のとおり改善すべき点があるので、指定管理者は適正に処理をされたい。

ア 証拠書類の未整備、支払遅延、仕訳の誤びゅうなど不適正事務が見受けられた。平成 26 年度からは、商工会の指導を受けて事務処理を行われるとの事であり、事務処理の見直しに合わせ、複数人での確認体制の確立、経理基準の整備等、改善を図られ、収支決算の正確性を確保されたい。

イ 現金管理は、不正や誤びゅうを招きやすく、また、施設立地上、防犯の観点からも多額になることは好ましくないので、金融機関の利用等、事故防止への対応に努められたい。